

一管区水路通報第 4 1 号

令和 8 年 1 0 月 3 0 日

第一管区海上保安本部

第 6 4 3 項	北海道南岸	函館港 救難訓練
第 6 4 4 項	北海道南岸	チキウ岬北東方 深淺測量
第 6 4 5 項	北海道南岸	苫小牧港及び付近 海洋調査等
第 6 4 6 項	北海道南岸	苫小牧港及び付近 海洋調査
第 6 4 7 項	北海道南岸	苫小牧港付近 海洋調査等
第 6 4 8 項	北海道南岸	釧路港 事務所移転
第 6 4 9 項	北海道南岸	釧路港 深淺測量
第 6 5 0 項	北海道南岸	釧路港南南東方 射撃訓練
第 6 5 1 項	北海道南岸	厚岸湾 灯浮標交換作業
第 6 5 2 項	北海道北岸	枝幸港北北西方 魚礁設置作業
第 6 5 3 項	北海道西岸	利尻島 防波堤延長工事
第 6 5 4 項	北海道西岸	留萌港 潜水作業
第 6 5 5 項	北海道西岸	岩内港北方 照射灯一時業務休止
第 6 5 6 項	北海道西岸	岩内港 潜水作業
第 6 5 7 項	北海道西岸	岩内港南西方 A I S 信号所等廃止 (予告)
第 6 5 8 項	本州北西岸	龍飛埼西南西方 射撃訓練

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎 (5 階)
TEL (0134) 27-0118 (内線 2515)
海図・海洋データ問い合わせ窓口
URL: https://www1.kaiho.mlit.go.jp/joint/form_mail/form_mail.cgi



- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

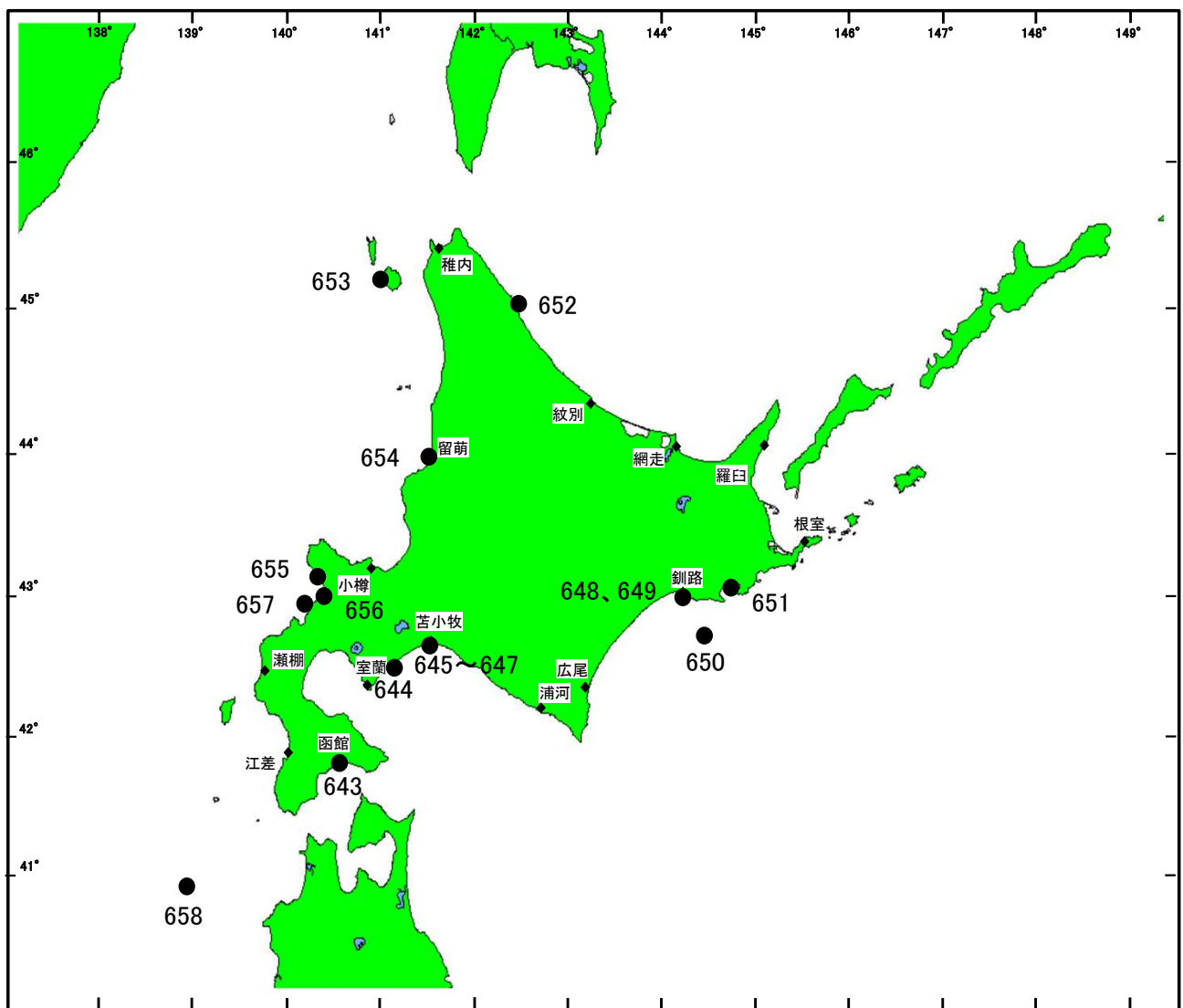
※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

注 意

水路通報及び航行警報は、専ら航海の安全に必要な情報を提供するものであり、各国が発布した諸法規及び宣言等を承認するものではありません。

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

8年643項 北海道南岸 ― 函館港、第2区～第6区 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

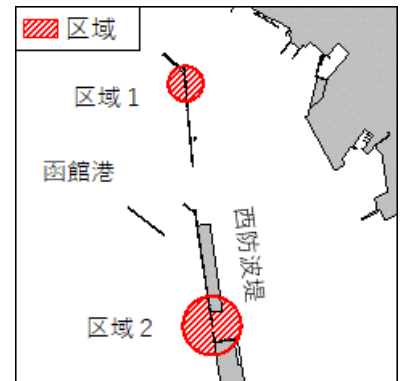
期 間 令和8年11月1日～6日、12日、13日、18日～20日、30日 1045～1145、1400～1630

区 域 1 41-48-15.7N 140-41-56.3E
を中心とする半径150mの円内
2 41-47-08.9N 140-42-06.1E
を中心とする半径250mの円内

備 考 吊り上げ訓練を行う

海 図 W 6

出 所 函館航空基地



8年644項 北海道南岸 ― チキウ岬北東方、白老港 深浅測量

下記区域で、作業船による深浅測量が実施される。

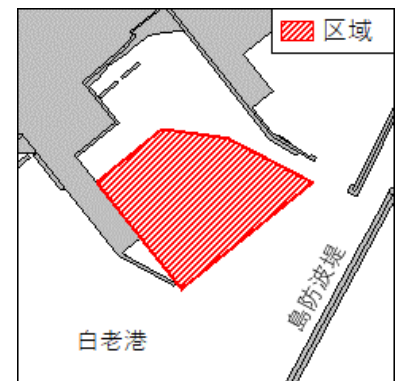
期 間 令和8年11月9日～13日のうち2日（予備日 16～20日）

区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-30-59N 141-18-37E
- (2) 42-31-05N 141-18-47E
- (3) 42-31-04N 141-18-57E
- (4) 42-30-59N 141-19-10E
- (5) 42-30-47N 141-18-50E

海 図 W 1 4 0 4

出 所 室蘭海上保安部



8年645項 北海道南岸 ― 苫小牧港及び付近 海洋調査等

下記位置で、作業船による海洋調査及び観測機器が設置される。

期 間 令和8年11月1日～12月14日のうち4日程度 日出～日没

位 置 下記12地点

- (1) 42-37-31N 141-38-47E
- (2) 42-37-12N 141-40-33E
- (3) 42-37-04N 141-38-07E
- (4) 42-37-02N 141-35-31E
- (5) 42-36-30N 141-38-28E
- (6) 42-36-15N 141-39-13E
- (7) 42-36-14N 141-37-07E
- (8) 42-36-03N 141-40-00E
- (9) 42-35-59N 141-37-46E
- (10) 42-35-26N 141-38-07E
- (11) 42-34-53N 141-35-49E
- (12) 42-34-34N 141-38-06E

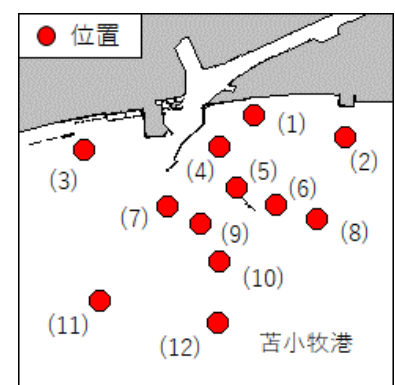
備 考 停船して観測機器を垂下する

上記(12)地点に観測機器が設置される

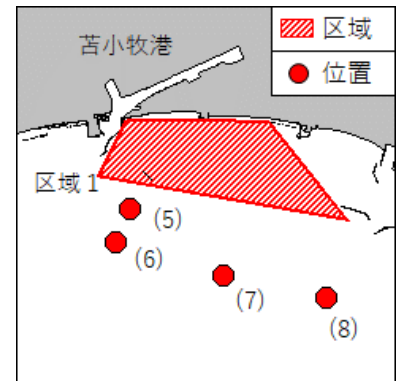
観測機器は黄色灯（毎4秒に1せん光）及びレーダー反射器付浮標で標示
警戒船配備

海 図 W 1 0 3 3 A - W 1 0 3 6

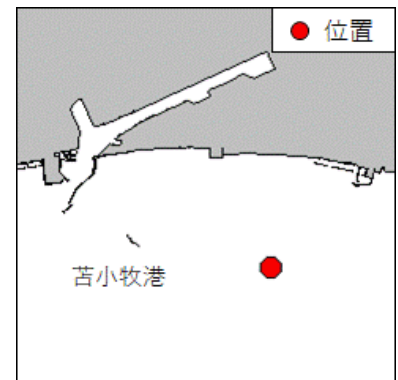
出 所 苫小牧港長



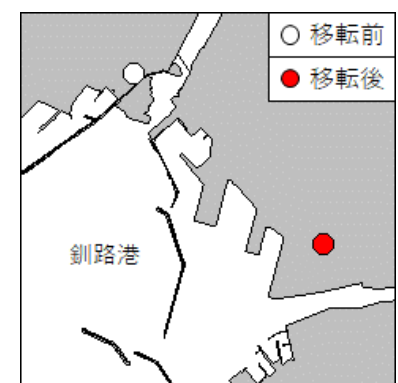
8年646項 北海道南岸 — 苫小牧港及び付近 海洋調査
 下記区域等で、作業船による海洋調査が実施される。
 期 間 令和8年11月7日～12月11日のうち10日程度 日出～日没
 区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 42-37-38N 141-37-58E
 (2) 42-37-36N 141-42-43E
 (3) 42-35-11N 141-45-20E
 (4) 42-36-15N 141-37-02E
 位 置 下記4地点
 (5) 42-35-26N 141-38-07E
 (6) 42-34-36N 141-37-37E
 (7) 42-33-46N 141-41-14E
 (8) 42-33-13N 141-44-40E
 備 考 停船して観測機器を垂下する
 海 図 W1033A-W1033B-W1036
 出 所 苫小牧港長



8年647項 北海道南岸 — 苫小牧港付近 海洋調査等
 下記位置で、作業船による海洋調査及び観測機器設置作業が実施される。
 期 間 令和8年11月17日～25日のうち5日間 日出～日没
 位 置 42-35-48N 141-41-51E
 備 考 観測機器は、赤白旗及び黄色灯付浮標(毎4秒に1せん光)で標示
 観測機器の設置及び撤去作業時は潜水作業を伴う
 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
 警戒船配備
 海 図 W1036
 出 所 苫小牧港長



8年648項 北海道南岸 — 釧路港 事務所移転
 釧路港湾事務所は移転している。
 位 置 (移転前) 42-59-55.8N 144-21-18.5E
 (移転後) 42-59-06.1N 144-22-34.5E
 海 図 W31
 出 所 第一管区海上保安本部



8年649項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区及び第2区 深浅測量

下記区域で、作業船による深浅測量が実施される。

期 間 令和8年11月1日～30日のうち4日 日出～日没

区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-58-52N 144-22-36E
- (2) 42-58-48N 144-22-38E
- (3) 42-58-46N 144-22-29E
- (4) 42-58-43N 144-22-14E
- (5) 42-58-49N 144-22-13E

海 図 W31
出 所 釧路港長



8年650項 北海道南岸 — 釧路港南南東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

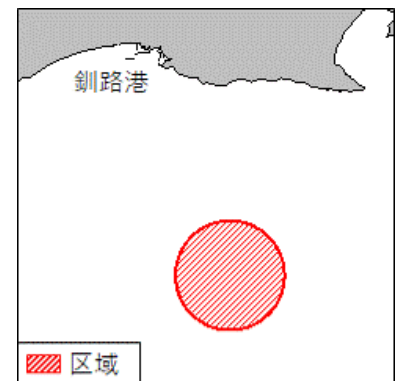
期 間 令和8年11月10日（予備日 11日、12日） 0830～2400

区 域 42-39.1N 144-30.4E
を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」「UY」旗掲揚及び紅色閃光灯点灯

海 図 W26-W1032

出 所 釧路海上保安部



8年651項 北海道南岸 — 厚岸湾 灯浮標交換作業

下記位置で、作業船及び潜水士による灯浮標の交換作業が実施される。

期 間 令和8年11月25日～12月25日のうち3日 日出～日没

位 置 下記3地点

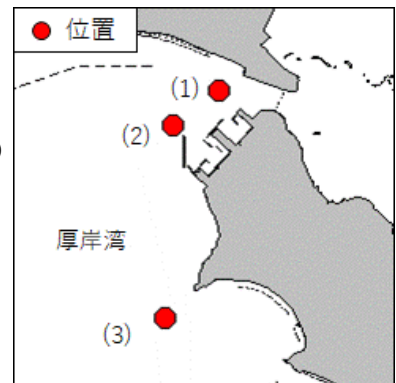
- (1) 43-02-55.2N 144-50-19.6E (厚岸港灯浮標)
- (2) 43-02-33.1N 144-49-40.8E (厚岸港バラサン埼北西方灯浮標)
- (3) 43-00-33.2N 144-49-33.6E (アイカップ埼沖灯浮標)

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W36 (分図「厚岸港」) - W36

参照書誌 411 0140番、0142番、0143番

出 所 釧路海上保安部



8年652項 北海道北岸 — 枝幸港北北西方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和8年11月21日～令和9年3月20日 日出～日没

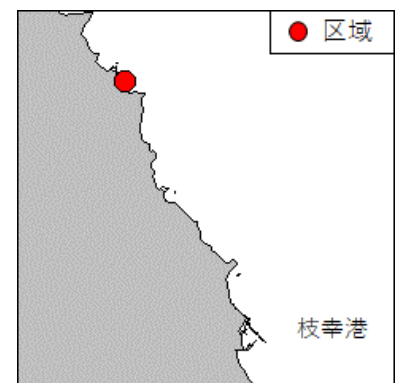
区 域 下記地点付近

45-02.0N 142-31.4E

備 考 囲い礁（高さ約1.0m、20基）を設置

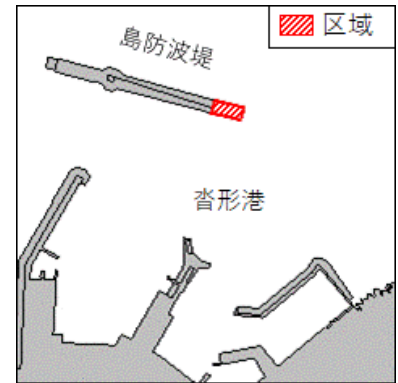
海 図 W1039

出 所 稚内海上保安部



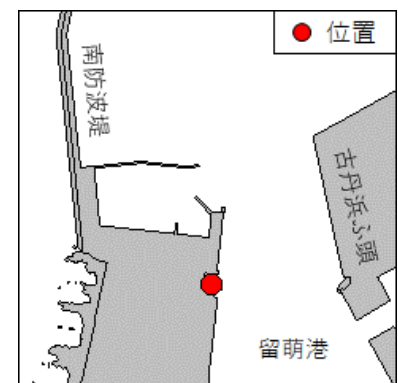
8年653項 北海道西岸 — 利尻島、沓形港 防波堤延長工事
図に示す区域で、作業船による防波堤延長工事が実施されている。

期 間 令和8年11月25日まで
海 図 W21(分図「沓形港」)
出 所 稚内海上保安部



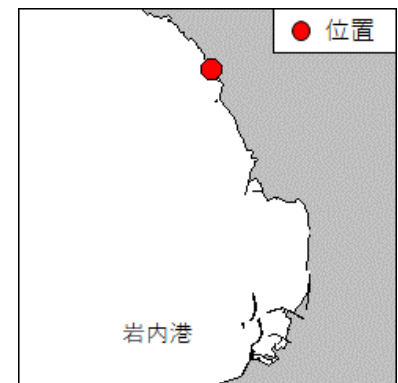
8年654項 北海道西岸 — 留萌港、第2区 潜水作業
下記位置で、潜士による験潮所の点検及び清掃作業が実施される。

期 間 令和8年11月2日～20日のうち1日 日出～日没
位 置 43-57-02N 141-38-06E
備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
海 図 W1046
出 所 留萌港長



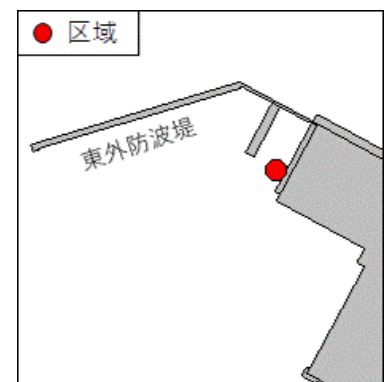
8年655項 北海道西岸 — 岩内港北方 照射灯一時業務休止
下記照射灯は一時業務休止する。

期 間 令和8年11月5日～7日
灯台名称 後志泊港西方照射灯
位 置 43-04-05N 140-29-29E
海 図 W28
参照書誌 411 0594番
出 所 第一管区海上保安本部

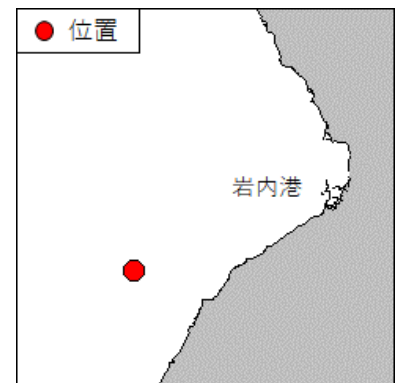


8年656項 北海道西岸 — 岩内港 潜水作業
図に示す区域で、潜士による水産資源調査が実施される。

期 間 令和8年11月1日～令和9年3月26日 日出～日没
備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
海 図 W39(岩内港)
出 所 小樽海上保安部



8 年 6 5 7 項 北海道西岸 — 岩内港南西方 A I S 信号所等廃止（予告）
 JMC 岩内沖海洋観測施設 AIS 信号所及び灯は、廃止される。
 廃止予定日 令和 8 年 11 月 5 日
 位 置 42-56-30N 140-19-27E
 海 図 W 2 8
 出 所 第一管区海上保安本部



8 年 6 5 8 項 本州北西岸 — 龍飛埼西南西方 射撃訓練
 下記区域で、自衛艦及び航空機による水上射撃訓練が実施される。
 期 間 令和 8 年 11 月 20 日（予備日 21 日、22 日） 0700～1700
 区 域 40-55-09N 139-04-48E
 を中心とする半径 10 海里の円内
 備 考 訓練中、国際信号旗「B」旗掲揚
 海 図 W 4 3
 出 所 防衛省防衛政策局

